

令和2年11月27日

【照会先】

大臣官房人事課

課長補佐 瀬口 聡(内線7071)

任用専門官 伊藤 丈泰(内線7077)

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

## 本省係長級職員（一般職相当）の選考採用を実施します

この度、厚生労働省本省では、係長級職員（一般職相当）の選考採用を実施します。

この選考採用は、複雑多様化する厚生労働行政のニーズに迅速かつ的確に対応していくため、政策実行の主力となる係長級職員について、多様な能力及び経験を持ち、即戦力となる人材を広く求めるものです。

令和2年11月30日（月）午前10時より厚生労働省ホームページにおいて、募集を開始します。詳細は以下の実施概要や別添の「令和2年度厚生労働省本省係長級職員（一般職相当）採用 選考案内」をご参照ください。

### ■実施概要

<b>1 募集期間</b>	メールにより受付 令和2年11月30日（月）～令和2年12月21日（月）（同日中までの受信有効）
<b>2 採用区分・採用予定人数</b>	(1) 一般行政事務区分 50名程度 (2) 情報セキュリティ・IT等事務関係区分 10名程度
<b>3 採用予定官署</b>	厚生労働省本省
<b>4 試験日程等</b>	<b>【応募書類】</b> (1) 身上申立書 (2) 職務経歴書 (3) 小論文 ※ 各書類の様式は厚生労働省ホームページからダウンロード <b>【第1次選考（書類選考）合格発表】</b> 令和3年1月26日（火） ※ 経歴評定及び小論文試験による選考 <b>【第2次選考（面接）】</b> 令和3年2月10日（水）～2月26日（金） <b>【最終合格（内定）】</b> 令和3年2月26日（金） <b>【採用日】</b> 原則として令和3年4月1日（木）以降

## 国家公務員募集

## 令和2年度厚生労働省本省係長級職員（一般職相当）採用 選考案内

厚生労働省本省では、厚生労働行政分野のうち、厚生分野での政策の企画・立案、施行等を担う係長級職員（一般職相当）を募集します。

この選考は、複雑多様化する厚生労働行政のニーズに迅速かつ的確に対応していくため、政策実行の主力となる係長級職員について、多様な能力及び経験を持ち、即戦力となる人材を広く求めるものです。

採用区分・採用予定数は、以下の2区分です。

① 一般行政事務区分：50名程度

② 情報セキュリティ・IT等関係事務区分：10名程度

これまで培った経験やスキルを活かし、国民のいのちと暮らしを守る厚生労働行政に携わる熱意をもった皆さんの応募をお待ちしています。

## 選考の日程

受付期間	令和2年11月30日（月）～12月21日（月）中までの受信有効 ※ 電子メールのみによる受付 ※ 提出書類：身上申立書、職務経歴書、小論文
第1次選考結果通知日 ※書類選考	令和3年1月26日（火） ※ 第1次選考通過者のみに、当日20時までに電子メールで通知します。 （不合格の場合は通知しません）
第2次選考日 ※面接選考	令和3年2月10日（水）～2月26日（金） ※ 原則上記の間で実施します（土日祝日は除く）。
最終選考結果通知日	令和3年2月26日（金） ※ 第2次選考受験者全員に、合否について当日20時までに電子メールで通知します。

## 採用区分、採用予定人数等

採用区分	①一般行政事務	②情報セキュリティ・IT等関係事務
職務内容	主に、医療・保険、衛生、福祉、年金、官房（統計・情報政策、会計）のいずれかの分野における一般行政事務	主に衛生又は官房（統計・情報政策）の分野における情報セキュリティ、IT等に関わる行政事務
採用予定数	50名程度	10名程度
採用予定日	令和3年4月1日（木）以降の採用となります ※ 本人の希望等を考慮します	
主な配属先	本省内部部局（採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外の異動もあり得ます）	

## 1. 応募資格

### (1) 一般行政事務区分

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和3年4月1日現在（見込みを含む）で、次のいずれかの職務経験を有する者

- ① 大学を卒業した者は7年以上
- ② 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は9年以上
- ③ 高等学校を卒業した者は12年以上

### (2) 情報セキュリティ・IT等関係事務区分

上記1.(1)の一般行政事務区分の応募資格に該当し、かつ、次のいずれかに該当する者

- ① 公的機関、民間企業等で、ICT・セキュリティ関係の業務経験を有する者
- ② 公的機関、民間企業等で、デジタル技術を活用した業務改革に携わった経験のある者

なお、資格等は必須ではないが、応用情報処理技術者や情報処理安全確保支援士の資格を取得していることが望ましい。

#### (注意事項)

- 上記1.(1)と(2)の重複応募はできません。
- 上記応募資格に定める要件について虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

### (3) 応募できない者

上記1.(1)及び(2)の区分ともに、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 2. 求める人材

- 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力

を有する者

- 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

今回の選考において、1.(1)の一般行政事務区分で採用された者は、厚生労働行政のうち、「医療・保険」、「衛生」、「福祉」、「年金」、「官房」のいずれかの分野に、1.(2)の情報セキュリティ・IT等関係事務区分で採用された者は、「衛生」又は「官房」の分野に配属されます。採用後は、その分野を中心に異動を重ね、業務の経験を積み、一般職（厚生行政）職員として社会保障のエキスパートとしてキャリアアップします。

それぞれの配属先分野において携わる主な施策及び期待される人材像は以下のとおりです。

配属先分野	主な施策及び期待される人材像
医療・保険	医療提供体制の確立など、医療制度に関わる施策、持続可能な医療保険制度の構築、診療報酬改定等、医療保険制度に関わる施策に携わります。 医療保険分野（医療機関・薬局、医療保険者、審査支払機関等）での職務経験がある方については、本分野での活躍が特に期待されます。
衛生	健康づくりの取組の支援、がん対策、感染症対策等、国民の健康づくりに関わる施策、医薬品・医療機器等の安全性等確保・研究開発支援、食品の安全の確保、生活衛生の向上等の施策、障害者の方に対する保健の向上や、高齢者の介護予防等の施策に携わります。 一般行政事務区分においては、地方公共団体や民間団体、民間企業において、衛生関係（健康増進、疾病対策、医薬品・医療機器等の有効性や安全性の確保、精神保健福祉、介護予防、食品の安全性の確保、生活衛生の向上等）に係る政策及び事業、広報の経験がある方について、本分野での活躍が特に期待されます。 情報セキュリティ・IT等関係事務区分においては、ICT・セキュリティ関係の業務経験を複数年有している方、デジタル技術を活用した業務改革の一連の過程を概ね経験された方、応用情報処理技術者や情報処理安全確保支援士などの資格を有する方、又は、主に感染症対策や健康危機管理等の衛生分野に係る情報システムの保守運用、改築、若しくは社会保障分野のデジタル化や各種行政手続の電子化等の施策に携わり、当該分野の知見、技能を有する方について、本分野での活躍が特に期待されます。
福祉	地域福祉の推進、生活困窮者への支援、障害者施策の充実、介護保険制度の運営等、福祉全般に関わる施策、戦没者の慰霊やご遺族等の援護等の施策、子育て支援サービスの充実、児童虐待防止対策、社会的養育の推進等の子どもの福祉に関わる施策に携わります。 地方自治体（福祉関連部署）や福祉現場（相談窓口等）での実務経験を有する方、福祉関係の資格を取得されている方、援護施策に関する業務においては、語学力（英語、ロシア語、中国語）のある方について、本分野での活躍が特に期待されます。
年金	公的年金制度の企画立案、年金事業の運營業務を担う日本年金機構の指導監督、外国との社会保障協定の締結等、将来にわたって持続可能で国民が安心できる年金制度の確立等に関わる施策に携わります。

	<p>社会保険労務士資格や年金アドバイザー資格等を有する方、社会保険労務士事務所や地方自治体等における年金業務に関する実務経験を有する方、語学能力検定において一定以上の成績を修めている方については、本分野での活躍が特に期待されます。</p>
<p>官房 (統計・情報政策、会計)</p>	<p>厚生労働省の政策立案を支援するための統計調査の企画・実施、情報化の推進等に関わる施策、厚生労働省の政策の実施に必要な予算のとりまとめ、決算・会計の監査、職員の福利厚生等の業務に携わります。</p> <p>一般行政事務区分においては、シンクタンクや研究機関等で、データ分析の業務経験を有する方、又は、公的機関や民間企業等で、①ICT・セキュリティ関係の業務経験を有する方、②デジタル技術を活用した業務改革に携わった経験のある方、③予算・経理等の会計業務経験を有する方について、本分野での活躍が特に期待されます。</p> <p>情報セキュリティ・IT等関係事務区分においては、ICT・セキュリティ関係の業務経験を複数年有している方、デジタル技術を活用した業務改革の一連の過程を概ね経験された方、又は、応用情報処理技術者や情報処理安全確保支援士などの資格を有する方について、本分野での活躍が特に期待されます。</p>

### 3 勤務地

厚生労働省本省（東京都千代田区霞が関等（注））の勤務となります（採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外の異動もあります）。

（注）原則、東京都千代田区霞が関が勤務地ですが、「年金」分野での配属の場合には、東京都杉並区高井戸西にも厚生労働省本省の内部部局があります。

## 4. 第1次選考

### （1）選考方法

#### ① 経歴評定

職務経歴書（様式2）により、応募資格の審査を行います。また、職歴等に関して職務に有用な経験等の有無についての評価を行います。

#### ② 小論文試験

小論文（様式3）により、係長級職員として業務遂行に必要な能力、適性等を有しているかどうかの選考を行います。

### （2）選考結果

令和3年1月26日（火）に、第1次選考通過者に対して、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します（**不合格者に対しては通知しません**）。

なお、電子メールについては、当日の20時までには通知します。

## 5. 第2次選考

### (1) 選考方法

第1次選考通過者に対して、次のとおり行います。

選考日	令和3年2月10日(水)～2月26日(金) ※ 原則上記の間で実施します(土日祝日は除く)
実施方法	主として人物について、個別面接の方法で行います。

※ 第2次選考の実施日及び会場等については、第1次選考通過者に対して、第1次選考通過の通知と併せてお知らせします。

### (2) 選考結果

令和3年2月26日(金)に、受験者全員に対して、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します。

なお、電子メールについては当日の20時までに通知します。期日までに電子メールが届かない場合は、令和3年3月1日(月)の9時30分から18時00分間に厚生労働省大臣官房人事課の問い合わせ先にご照会ください。

第2次選考通過者(最終合格者)には、電子メールでの通知の他、追って文書にて通知します。

## 6. 採用日

原則として、令和3年4月1日(木)以降となります。

本人の希望等を考慮します。

## 7. 給与

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

例えば、大学卒業後、職務経験が7年で採用された場合は、月額が29.5万円程度(採用1年度目)となります(職務経験などにより異なります)。

また、この場合の年収は、採用1年度目で440万円程度、採用2年度目で490万円程度となります(注)。

(注)

- 令和3年4月1日に採用された場合の公募時点の給与水準による試算。
- 月額は俸給、地域手当、本府省業務調整手当の合計。
- 年収は俸給、地域手当、本府省業務調整手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)の合計(扶養手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当を除く)。

なお、諸手当の支給額等については、次のとおりです。

- 扶養手当：扶養親族のある者に月額10,000円(子)等
- 地域手当(東京都特別区内に勤務する場合)：俸給等の20%
- 住居手当：賃貸アパート等に住み、家賃を支払っている者に、月額最高28,000円
- 通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額(1か月当たり最高55,000円)

円)等

- 期末手当・勤勉手当：1年間に俸給等の4.45か月
- 本府省業務調整手当：本府省の業務に従事する者に、行政職俸給表（一）3級の場合、月額17,500円

## 8. 勤務時間等

勤務時間は、原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年20日（4月1日採用の場合、採用の年は15日）。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

## 9. 申込方法

以下のとおり電子メールによる受付のみとします。郵送や持参による申込は受け付けませんので、ご注意ください。

受付期間	令和2年11月30日（月）～12月21日（月）中までの受信有効 ※ 電子メールのみによる受付 ※ 12月22日（火）0時以降に電子メールの受信があった場合には、受付は無効となりますので注意してください。
必要書類	① 身上申立書（様式1） ② 職務経歴書（様式2） ③ 小論文（様式3） ※ 必要書類は一般行政事務区分及び情報セキュリティ・IT等関係事務区分ともに同一です。 ※ 必要書類を電子メールで提出する際は、ファイル名の【○○○○】部分に氏名を記入してください。 （例）【厚生太郎】小論文（様式3）
申込方法	申込は、上記の必要書類①～③を必ず添付の上、以下の電子メールアドレス宛に送付してください。 また、電子メールを送付する際には、件名に「○○区分（※）係長級職員選考採用試験」と記載願います。 ※ 「○○区分」には、「一般行政事務区分」又は「情報セキュリティ・IT等関係事務区分」のいずれか採用を希望する区分を記載してください。 ■ 申込先電子メールアドレス <a href="mailto:saiyou-senkou@mhlw.go.jp">saiyou-senkou@mhlw.go.jp</a>

※ 点字による選考案内をご希望の方は、厚生労働省大臣官房人事課までご連絡ください。別途、点字による選考案内を郵送します。

点字による選考案内による申込の場合は、受付期間を猶予できる場合があります。

※ その他身体の障害等があるため、選考の際に何らかの措置を希望する場合は、あらかじめ厚生労働省大臣官房人事課の問い合わせ先まで申し出てください。

## 10. 個人情報の管理について

記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い適正に管理します。

## 11. 問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 任用第一係（係長級職員採用選考担当）

電話 03-5253-1111（内線：7018、7077）

※ 問い合わせは電話にて9:30～18:00（土・日曜日及び祝日等の休日、年末年始は除く）の間をお願いします。